

湯浅町部落差別をなくす条例啓発パンフレット等制作業務委託公募型プロポーザル  
実施要領

1. 業務名 湯浅町部落差別をなくす条例啓発パンフレット等制作業務
2. 業務内容 湯浅町部落差別をなくす条例啓発パンフレット等制作業務委託仕様書のとおり
3. 業務規模 本業務の規模は、972,000円（消費税含む）を限度とする。
4. 参加資格
  - (1)受託者となった際に、確実に業務を遂行できるものであること
  - (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
  - (3)湯浅町の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないもの
  - (4)国税及び地方税を滞納していないもの
  - (5)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又はその利益となる活動を行う法人その他の団体でないこと
  - (6)暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体でないこと
  - (7)法人その他の団体でその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。）のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと
  - (8)会社更生法又は民事再生法に基づく更正（再生）手続き開始の申し立てをしていないもの
5. 業務履行期間 契約日の翌日から平成31年8月9日（金）まで
6. 質問事項  
本業務及び仕様書に関する質問については、「質問書（様式1）」により以下のとおり提出すること。
  - (1)提出期限 平成31年4月22日（月）17:00まで（必着）
  - (2)提出方法 電子メールによる  
※電話、来庁による口頭の質問については、受け付けない。
  - (3)回答方法 平成31年4月24日（水）17:00までに町HPに提出のあった質問事項の全社分（社名は非公開）の回答を掲載する。なお、本業務及び

仕様書に関係がないと判断した質問については、回答しない。

#### 7. 参加意思表示

本プロポーザルへ参加する場合は、「参加意思表示書（様式2）」を以下のとおり提出すること。

- (1)提出期限 平成31年5月10日（金）17：00まで（必着）
- (2)提出方法 郵送又は持参による  
※持参の場合は、土日祝日を除く9：00～17：15の間とする。

#### 8. 提案書及び見積書

提案書及び見積書については、以下のとおり提出すること。

- (1)提出期限 平成31年5月24日（金）17：00まで（必着）
- (2)提出部数 提案書：9部（正本9部） 見積書：9部（正本1部、コピー8部）
- (3)提出方法 郵送又は持参による  
※持参の場合は、土日祝日を除く9：00～17：15の間とする。

#### (4)採点基準及び提案書記載内容

提案書の内容については、次の基準により審査します。各採点項目において、記載のない事項については、次の基準に関わらず0点とする。

なお、提案書作成にあたり、評価項目④及び⑥を除き各評価項目の順に作成すること。

## 採点基準

評価項目	視 点	配点
1. 業務遂行体制等		
実施体制 ① 業務実績	業務が確実に遂行される人員、体制となっているか。 責任者及び担当者は、本業務に必要な能力・経験・専門性等を有しているか。 責任者が明確になっているか。 本業務と類似の実績、ノウハウを有しているか。	10
②人権尊重の取組み	社内研修等により、従業員の人権意識の高揚を図るなど人権尊重の取組みを行っているか。	10
2. デザイン		
③基本認識	本業務の目的、内容を十分理解した提案になっているか。	10
④デザインの印象 (ポスター)	親しみやすく、誤解や偏見を取り除けるようなデザインとなっているか。 人権意識の高揚が図られるデザインとなっているか。 独自性のある提案となっているか。 誤解を招く文言、イラスト等が挿入されていないか。	30
⑤デザインの印象 (パンフレット)	親しみやすく優しい印象のデザインとなっているか。 教材としての機能性を考慮したものとなっているか。 独自性のある提案となっているか。	30
3. 見積の妥当性		
⑥見積の妥当性	提案内容に対し、金額が妥当であるか。	10
合 計		100

## 9. 提案書等記載時の留意事項

- (1)提案書は、A4 両面印刷（フルカラー）とすること。
- (2)提案書内の記載事項は、上記評価項目の①～③及び⑤とする。
  - ①の実施体制は、会社概要（従業員数等）、本業務を受託するとなった際の担当スタッフの氏名、経歴、その責任者の職氏名等について記載すること。
  - ①の類似実績は、「類似契約実績書（様式3）」に記載すること。
  - ②は年間実績や写真等を挿入するなど分かりやすく記載すること。
  - ⑤は、別添仕様書の構成案を参照し、標題のみ記載すること。本文については『△△△』等で記載し、イラストを挿入しながら完成版がイメージできるものとする。
- (3)④については、A3（フルカラー）とし、最大3パターンまで作成し提出できるものとする。複数パターン提出の場合は、審査員の判断による最上のものをもって評価を行う。右下に企業名を記載すること。
- (4)⑥の見積書は、任意様式とする。見積額の「一式」計上は認めない。内訳及び消費税を記載すること。日付及び宛名（湯浅町長 上山 章善）を必ず記載すること。

## 10. 業者特定方法（評価基準）

- (1)業者の選定は、選定委員会において、提出書類の審査（書類審査のみ）を行い総合的に評価し、審査員全員の評価得点を合算した合計点が第1位の業者を優先交渉権者とする。

結果については、全ての提案者に平成31年6月上旬から中旬に通知する。
- (2)提出者が1者のみの場合、審査結果が総評価得点の6割を超えなければ優先交渉権者として決定しない。
- (3)最高得点が2者以上いる場合は、原則として『デザインの印象（ポスター及びパンフレットの合算）』の評価が高い提案者を優先交渉権者とする。

## 11. 失格事項

提出者が、次に該当する場合は失格とする。

- (1)参加意思表明書の提出がなく提案書等を提出したもの
- (2)提案書等の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (3)『3. 業務規模』記載の限度額を超過した見積書を提出したもの
- (4)虚偽の内容が記載されているもの
- (5)その他法令違反が認められるもの

## 12. その他留意事項

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2)一度提出した書類・提案書は返却しない。
- (3)ポスターのみ又はパンフレットのみは認めない。

### 13. 事務局

本プロポーザルに関する問合せ及び書類等の提出先は下記のとおり。

湯浅町人権推進課（湯浅町総合センター）

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2707 番地 1

TEL:0737-64-1126（直通）

FAX:0737-63-3792

E-mail:jinsui@town.yuasa.lg.jp

担当 人権係 北村・前田

(様式1)

# 質 問 書

年 月 日

事業者名		
担当者名		
連絡先電話等	TEL	FAX
質問内容		

(様式2)

年 月 日

湯浅町長 上山 章善 宛

事業所名

代表者職氏名

所在地

印

## 参加意思表明書

下記業務に係るプロポーザルについて、当社として参加する意思があることをここに表明します。

なお、プロポーザル参加の資格要件を満たしていること及び本参加意思表明書、提案書等の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名 湯浅町部落差別をなくす条例啓発パンフレット等制作業務

(様式3)

## 類似契約実績書

1	発注機関		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	最終契約金額	円		
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		

2	発注機関		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	最終契約金額	円		
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		

3	発注機関		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	最終契約金額	円		
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日		

※必要に応じて追加してください。